

事 務 連 絡

令和 4 年 10 月 17 日

地区薬剤師会 医療保険担当役員様

公益社団法人 東京都薬剤師会

**東京都国民健康保険団体連合会・診療報酬支払基金東京支部
令和 4 年 4 月診療報酬改定に伴う記載要領の一部改正及び
電子レセプトに係る記録条件仕様の変更点について（周知依頼）**

平素は当会の会務推進にご尽力賜り心より御礼申し上げます。

さて、令和 4 年 10 月 17 日付で東京都国民健康保険団体連合会(連合会)より、令和 4 年 9 月 30 日付で社会保険診療報酬支払基金東京支部(支払基金)より、標記に関する周知依頼がありました。

令和 4 年度調剤報酬改定により、調剤報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等が変更されましたが、令和 4 年 9 月調剤分(10 月請求分)までは(以降のシステムコードの)選択記入は“差し支えない”とされておりました(国保必携 P.158)。この度、両機関(連合会並びに支払基金)より、令和 4 年 10 月調剤分以降の請求には、調剤行為等に該当する“レセプト電算処理システム用コード”を必ず選択入力するよう呼びかけられております。また、当該入力の無い場合には、受付・事務点検 ASP チェックの対象となる旨注意喚起されております。

当会では、10 月 5 日付で、「別表 I 調剤報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧」・「別表 II 調剤行為名称等の略語一覧」を案内しておりますので、再度、同資料をご確認いただくとともに、利用するレセコン業者に再度確認の上、令和 4 年 11 月のレセプト提出時には的確な請求が実施できますよう、地区会員薬局にご周知並びにご指導をよろしくお願い申し上げます。

東国保連発第1646号
令和4年10月17日

公益社団法人 東京都薬剤師会
会長 永田 泰造 様

東京都国民健康保険団体連合会
事務局長 水田 博
(公 印 省 略)

令和4年4月診療報酬改定に伴う記載要領の一部改正及び
電子レセプトに係る記録条件仕様の変更点について（依頼）

平素、本会の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年3月25日付保医発0325第1号「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について、令和4年4月診療報酬改定後の記載要領及び電子レセプトに係る記録条件仕様の変更により、診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等が変更となりました。

つきましては、令和4年10月診療分以降の電子レセプトによる請求の場合、該当するコードを選択する必要があると、各保険薬局に周知が必要となります。このため、大変恐縮に存じますが、貴薬剤師会の会員宛、別紙通知の周知をお願いしたいと存じますので、ご理解ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

また、周知につきましては、貴薬剤師会からの周知とは別に本会ホームページ及びオンライン請求システムのお知らせに掲載させていただき周知を図って参りたいと思います。

なお、本件は、別途、社会保険診療報酬支払基金東京支部から貴薬剤師会及び各保険薬局へ「お知らせ」が送付されておりますが、その内容は別紙通知の内容と同様となりますことを申し添えます。

【担当】

審査第一部審査課 関原・飯田

Tel: 03-6238-0259

保険薬局からの問い合わせ対応部署

・記載要領について

審査第一部審査課医科係

Tel: 03-6238-0259

・記録条件仕様について

システム管理部システム管理課レセプト電算係

Tel: 03-6238-0456

保 険 薬 局 各 位

東京都国民健康保険団体連合会

令和4年4月調剤報酬改定後の記載要領の一部改正及び
電子レセプトに係る記録条件仕様の変更点について

平素、本会の事業運営につきまして、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年3月25日付保医発0325第1号「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について、令和4年4月調剤報酬改定後の記載要領及び電子レセプトに係る記録条件仕様の変更（以下「4月改定後の記載要領の変更等」という。）により、調剤報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等が変更となっております。

つきましては、下記の取扱いをご参照の上、調剤報酬明細書への記載にご理解ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 4月改定後の記載要領の変更等について

変更点につきましては、別紙をご参照願います。

また、令和4年10月調剤分以降の電子レセプトによる請求の場合、該当するコードを選択する調剤行為等もあります。ご留意の上、ご請求いただきますようお願いいたします。

2 記録条件仕様について

令和4年10月調剤分以降、該当するコードを選択していない場合、**受付・事務点検ASPチェックの対象**となるため、ご請求前に記載要領を確認の上、ご請求願います。

なお、ご請求内容により保険薬局へお問い合わせを行うことがありますので、ご理解願います。

※別紙の内容については一部抜粋しております。詳細は以下の厚生労働省ホームページをご参照願います。

厚生労働省 HP

→ どんな情報をお求めですか 【医療保険・年金】 → 医療保険

→ 診療報酬関連情報 → 令和4年度診療報酬改定

→ 第3 関係法令等

(13) の3「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について

【お問合せ先】

・記載要領について

審査第一部審査課医科係

Tel: 03-6238-0259

・記録条件仕様について

システム管理部システム管理課レセプト電算係

Tel: 03-6238-0456

令和4年4月改定後の記載要領及び電子レセプトに係る記録条件仕様の変更点について

■診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等については、以下のとおりとなっておりますのでご注意ください。
【一部抜粋】

(26) 「加算料」、「調剤基本料」、「時間外等加算」及び「薬学管理料」欄について

ア 通則

各欄又は「摘要」欄への調剤行為等の名称（以下この項において単に「名称」という。）、回数及び点数の記載方法は、次のイからオまでのとおりであること。また、名称、回数及び点数以外の「摘要」欄に記載する事項等は、別表Ⅰ「調剤報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧」のとおりであること。

なお、電子レセプトによる請求の場合、別表Ⅰの「レセプト電算処理システム用コード」欄にコードが記載された項目については、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格」に基づき、該当するコードを選択すること。ただし、別表Ⅰ（令和4年4月1日適用の旨が表示されたコードに限る。）のコードについては、令和4年10月診療分以降に選択するものとして差し支えないこと。

書面による請求を行う場合においては、名称について、別表Ⅳ「調剤行為名称等の略号一覧」に示す略号を使用して差し支えないこと。

調剤報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等について（別表Ⅰ）

■調剤報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧 【一部抜粋】

項番	区分	調剤行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和4年4月1日適用
2	01	薬剤調整料 (内服薬)	(配合禁忌等の理由により内服薬を別剤とした場合) 「配合不適等調剤技術上の必要性から個別に調剤した場合」、「内服用固形剤(錠剤、カプセル剤、散剤等)と内服用液剤の場合」、「内服錠、チュアブル錠及び舌下錠等のように服用方法が異なる場合」又は「その他」から最も当てはまる理由をひとつ記載すること。「その他」を選択した場合は、具体的な理由を記載すること。	820100367	薬剤調整料(内服薬):配合不適等調剤技術上の必要性から個別に調剤した場合	※
				820100368	薬剤調整料(内服薬):内服用固形剤(錠剤、カプセル剤、散剤等)と内服用液剤の場合	※
				820100369	薬剤調整料(内服薬):内服錠、チュアブル錠及び舌下錠等のように服用方法が異なる場合	※
				830100001	薬剤調整料(内服薬):その他理由;*****	※

注:「摘要」欄への記載事項等は、上記、一部抜粋したもの以外もあります。記載事項等の一覧を東京都薬剤師会からお送りしておりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、詳細は、厚生労働省ホームページで掲載しておりますが、確認等がございましたら、東京都国民健康保険団体連合会又は東京都薬剤師会までお問い合わせ下さい。

重 要 性 分 類 Ⅲ
事 務 連 絡
令和 4 年 9 月 30 日

公益社団法人
東京都薬剤師会 御中

社会保険診療報酬支払基金東京支部

レセプト記載要領の一部改正に伴う「摘要」欄への
記載事項（令和 4 年 1 0 月診療分から）についての
保険薬局宛てお知らせについて

平素は、支払基金の業務運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 4 年度診療報酬改定に伴うレセプト記載要領の一部改正におきまして、電子レセプトによる請求（オンラインまたは電子媒体による請求）を行う保険薬局につきましては、診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項として、別表 I 「レセプト電算処理システム用コード」欄にコードが記載された項目について、令和 4 年 1 0 月調剤分以降の請求時において、厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格に基づき、該当するコードを選択することと定められています。

つきましては、適正な調剤報酬明細書の提出のご協力をお願いする目的として、電子レセプトで請求される全保険薬局宛てに、別添のリーフレットを本年 9 月 3 0 日（金）の返戻等の発送に同封して配布することといたしたいので、貴会におかれましては、特段のご理解、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

※必ずお読みください

電子レセプトにおける記録方法のお知らせ

令和4年10月調剤分以降は、電子レセプトによる請求を行う場合、記載要領通知の別表Ⅰにコードが記載されている全ての項目（調剤行為等）について、該当するコードを選択することと定められております。

このため、該当するコードが選択されていない場合、記載要領通知に係る不備により、原則、『返戻』となります。
(受付・事務点検ASPチェック※)の対象となります。)

ついては、記載事項のある項目（調剤行為等）は、該当するコードを選択の上、レセプト提出いただくよう、ご協力よろしくお願いいたします。

※ オンライン請求を行う保険薬局が、審査支払機関の事務点検プログラムを利用して、事前に記載事項等の不備を確認できる機能

【記載要領通知 令和4年3月25日付け厚生労働省通知保医発0325第1号】

別表Ⅰ 調剤報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧 <一部抜粋>

項番	区分	調剤行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	令和4年4月1日適用
2	01	薬剤調製料（内服薬）	（配合禁忌等の理由により内服薬を別剤とした場合） 「配合不適等調剤技術上の必要性から個別に調剤した場合」、「内服用固形剤（錠剤、カプセル剤、散剤等）と内服用液剤の場合」、「内服錠、チュアブル錠及び舌下錠等のように服用方法が異なる場合」又は「その他」から最も当てはまる理由をひとつ記載すること。「その他」を選択した場合は、具体的な理由を記載すること。	820100367	薬剤調製料（内服薬）：配合不適等調剤技術上の必要性から個別に調剤した場合	※
				820100368	薬剤調製料（内服薬）：内服用固形剤（錠剤、カプセル剤、散剤等）と内服用液剤の場合	※
				820100369	薬剤調製料（内服薬）：内服錠、チュアブル錠及び舌下錠等のように服用方法が異なる場合	※
				830100001	薬剤調製料（内服薬）：その他理由；*****	※